

- ① 改正後の第109条の規定は、平成15年度以後の年度分の自動車税について適用することとした。
- ② 改正後の第129条の12の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用することとした。

## 条 例

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。  
平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第1号

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、熊本県の一般職の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第2条第2号に規定する教員、法律により任期を定めて任用することとされている職を占める職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」と総称する。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）（企業職員（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）には、次の給料表を適用する。